平成２９年（フ）第２号
石川県小松市西軽海２丁目79番地、従前の住所愛知県春日井市中野町２丁目16番地７
債務者　杉元　貴子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３５８号
沖縄県那覇市字国場335番地１　コーポレーションこくばＣ棟308
債務者　新目　和也
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３６１号
沖縄県那覇市長田１丁目22番７号　丸政アパート101
債務者　久場島清一
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１１号
沖縄県那覇市首里汀良町３丁目86番地５　美らハイム儀間２　101
債務者　長濱　江美
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５２８号
川崎市川崎区中瀬２丁目12番８－201号　グリーンヴァレー川崎大師
債務者　島崎　修一
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５１１号
熊本市中央区南熊本１丁目10番20号　フルール南熊本805
債務者　武末ひとみ
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６１号
愛媛県南宇和郡愛南町赤水385番地１
債務者　西川　和孝
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第６４号
愛媛県宇和島市三間町務田685番地２
債務者　西﨑　一枝
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第２１０７号
札幌市白石区菊水３条１丁目７番８－801号
債務者　稲毛　裕之
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２１３号
札幌市東区北33条東15丁目４番７－306号
債務者　伊野ゆかり
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２９４号
札幌市手稲区曙12条１丁目６番３－806号
債務者　寺岡　正幸
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０号
北海道石狩市樽川４条２丁目58番地　日光ハイツＮ１号
債務者　宇井　直樹
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４５号
札幌市北区新琴似１条10丁目４番８号　広井ビル303号、住民票上の住所札幌市北区新琴似１条11丁目７番13号
債務者　佐藤　英昭
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９号
札幌市手稲区稲穂３条３丁目８番５－102号
債務者　櫻間　孝芳
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３９号
釧路市阿寒町富士見２丁目３番９号
債務者　中野　輝好
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２４２号
釧路市芦野１丁目12番21号アーバンハイツ６号室、住民票上の住所釧路市芦野１丁目12番21号
債務者　平原　克彦
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第９０号
北海道北見市とん田西町210番地59　コーポアルトⅡ　202号、前住所北海道川上郡弟子屈町高栄１丁目１番６号
債務者　香川まゆみ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係